



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月18日金曜日 第2127号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例..... 1
愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部を改正する

条例..... 1
愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例..... 2
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 2
愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例の一部を改正する条例..... 3
えひめお接待の心観光振興条例..... 4

条 例

○愛媛県条例第63号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げるもの以外の者をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条及び第46条 _____ を除く。）の規定の例による。</p>	<p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げるもの以外の者をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条、<u>第46条及び第46条の2</u>（船員である職員に関する部分に限る。）を除く。）の規定の例による。</p>

附 則

- この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときは、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

○愛媛県条例第64号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第65号

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成17年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第4条 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成17年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第4条 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県森林環境税条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、平成21年度分までの個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

3 新条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度及び連結事業年度並びに同日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率について適用し、同日前に開始した事業年度及び連結事業年度並びに同日前の同号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第66号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～26の2 省略		1～26の2 省略	
26の3 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) <u>法第3条第4項の規定に基づく許可をしようとする旨の通知に関する事務</u> (3) <u>法第3条の2第1項の規定に基づく必要な措置の勧告に関する事務</u> (4) <u>法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する事務</u> (5) <u>法第18条第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可に関する事務</u> (6) <u>法第18条第3項の規定に基づく愛媛県農業会議の意見の聴取に関する事務</u>	宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町	26の3 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) <u>法第20条第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可に関する事務</u> (3) <u>法第20条第3項の規定に基づく愛媛県農業会議の意見の聴取に関する事務</u>	宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
26の4～43 省略		26の4～43 省略	
44 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。） <u>第4条第1項の規定に基づく法第4条第1項に規定する指示に関する事務</u> (2) <u>政令第4条第1項の規定に基づく法第10条第1項に規定する申出の受理に関する事務</u> (3) <u>政令第4条第1項の規定に基づく法第10条第2項に規定する調査に関する事務</u> (4) <u>政令第4条第1項及び第2項の規定に基づく法第19条第2項に規定する報告の徴収又は立入検査に関する事務</u> (5) <u>政令第4条第4項の規定に基づく報告に関する事務</u>	各市町	44 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。） <u>第3条第1項の規定に基づく法第4条第1項に規定する指示に関する事務</u> (2) <u>政令第3条第1項の規定に基づく法第10条第1項に規定する申出の受理に関する事務</u> (3) <u>政令第3条第1項の規定に基づく法第10条第2項に規定する調査に関する事務</u> (4) <u>政令第3条第1項及び第2項の規定に基づく法第19条第1項に規定する報告の徴収又は立入検査に関する事務</u> (5) <u>政令第3条第4項の規定に基づく報告に関する事務</u>	各市町
45～62 省略		45～62 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日がこの条例の施行の日後となる場合には、別表26の3の項の改正規定は、同法の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第67号

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例（平成20年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内の大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。)をいう。以下同じ。)その他知事が定める大学に在学する者で将来医師として県内で地域医療に従事しようとするものに対し、奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(貸与対象者)</p> <p>第2条 奨学金の貸与を受ける者(以下「貸費生」という。)は、県内の大学その他知事が定める大学の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の医療機関等(知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。)において医師としての業務に従事しようとするものの中から採用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内の大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。)をいう。以下同じ。) _____ に在学する者で将来医師として県内で地域医療に従事しようとするものに対し、奨学金を貸与することにより、県内の医療機関等における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(貸与対象者)</p> <p>第2条 奨学金の貸与を受ける者(以下「貸費生」という。)は、県内の大学 _____ の医学を履修する課程に在学する者で将来県内の医療機関等(知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。)において医師としての業務に従事しようとするものの中から採用する。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第68号

えひめお接待の心観光振興条例を次のように公布する。

平成21年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

えひめお接待の心観光振興条例

観光は、観光旅行者による消費の拡大や就業機会の増大など、観光産業にとどまらず、農林水産業、製造業など幅広い分野に波及する効果を生じさせ、地域経済の発展に貢献するものである。また、観光は、訪れる人々の評価を通じて県民が自らの地域の良さを再認識し、地域への誇りと愛着をはぐくむことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。

本県には、多島美の瀬戸内海、宇和海、石鎚山などの美しい自然、その自然の中ではぐくまれる新鮮な海の幸や山の幸、日本最古の道後温泉、別子銅山などの産業遺産、南予の歴史的な町並みなどの多彩な資源が存在するほか、県民には、古来遍路文化によって培われたお接待の心が受け継がれるなど、本県は、観光旅行者にゆとりや安らぎを与える魅力にあふれている。

また、四国各県は、四国八十八ヶ所と遍路道などに代表される歴史、伝統及び文化において、つながりを有しており、本県は、四国全体の一体的な発展に向け、四国4県が一丸となって「四国はひとつ」を目指す四国づくりという理念の下、観光の振興を図っていくことが求められている。

こうした中、本県においては、観光産業を地域経済の発展に寄与する総合的な産業として確立させるとともに、本県の有する資源を生かした魅力ある観光地づくりや交流人口の拡大を図ることにより、活力ある地域社会を実現することが極めて重要であり、そのためには、県民一人一人が本県固有の歴史、伝統及び文化に関する理解を深めながら、魅力的な観光地の形成に関与するなど、観光の振興のための活動に総合的かつ計画的に取り組むことが不可欠である。

ここに、県民、観光事業者、観光関係団体及び四国各県その他の地方公共団体との連携と協働の下に、観光旅行者への温かな心配りなどお接待の心で観光の振興を図ることにより、地域経済を発展させ、活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「観光事業者」とは、旅行業、旅館業その他の観光に関する事業を営む者をいう。

2 この条例において「観光関係団体」とは、観光の振興を目的として、観光事業者、行政機関等により構成される団体をいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興は、県民一人一人が、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力(以下「地域の魅力」という。)を再認識し、個性及び魅力にあふれる地域の創造に努めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

2 観光の振興は、観光旅行者に潤い、いやし、感動等を与え、再度の来訪への意欲を高めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

3 観光の振興は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組及び広域的な取組が重要であるという認識の下に行われなければならない。

4 観光の振興は、観光産業が地域経済において重要な役割を担っていることを踏まえ、県、県民、観光事業者及び観光関係団体の相互の連携が確保されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める観光の振興についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(県民の役割)

第5条 県民は、お接待の心により観光旅行者を温かく迎えるとともに、地域の魅力を守り、高め、及び次の世代に引き継ぐよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、お接待の心により良質なサービスを提供するとともに、地域における他の事業活動と連携を図るよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、もてなしの向上その他の観光旅行者の受入れの体制の充実、観光情報の発信及び観光旅行者の誘致に取り組むとともに、業界及び業種の枠を超えた連携を図るよう努めるものとする。

(他の地方公共団体との連携等)

第8条 県は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、四国各県その他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

2 県は、市町がその区域を超えて行う広域的な観光の振興に関する施策に関し、市町間の連携が円滑に図られるよう、市町に対し、必要な支援及び総合調整を行うものとする。

(施策の基本方針)

第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

- (1) 観光旅行者の誘致を効果的に行うため、観光資源の広域的かつ有機的な連結を図るための取組を促進すること。
- (2) 観光旅行者の再度の来訪への意欲を高めるよう、もてなしの向上及び観光旅行者に迷惑をかける行為の防止に関する取組を促進すること。
- (3) 地域の魅力を知り、及びその認識を深めるための情報の提供及び学習機会の確保に関する取組を促進すること。
- (4) 地域の魅力を観光の観点から見直し、及びその活用を図り、並びに観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供を確保するための取組を促進すること。
- (5) 観光旅行者への良質なサービスの提供が確保されるよう、観光に従事する人材の育成に関する取組を促進すること。
- (6) 高齢者、障害者、外国人等のすべての人々が安心して快適に観光を楽しむことができる環境の整備に関する取組を促進すること。

(観光振興基本計画)

第10条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画(以下「観光振興基本計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、観光旅行者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

5 知事は、毎年度、観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(調査、研究及び情報の収集)

第11条 県は、観光の振興に関し、調査、研究及び情報の収集に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、観光の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(雑則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。